

令和3年3月26日

学生各位

学長 有馬 晋作

令和3年度における授業受講にあたっての留意事項について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度は遠隔授業を主体として授業を行いました。令和3年度は、すでにご案内しているとおり、感染防止対策を十分行い、学内の安全・安心な環境を整えた上で、履修人数の多い一部の科目を除き、原則として対面で授業を行う予定です。

つきましては、下記の事項に留意の上、受講してください。

記

1. 体調管理と衛生管理について

- ・毎朝体温の確認を行う。
※実家以外で一人暮らしの学生は、自分の体温計を確保すること。
- ・手洗いやうがい、手指消毒をしっかりと行う。
- ・マスクを着用し、咳エチケットを守る。
- ・指で目・口・鼻を触らない。
※無意識に触ってしまうので、十分注意すること。
- ・他の人と共同で使用するものは消毒する。
- ・発熱や咳等の症状がある場合は登校しない。
※早めに医療機関を受診し、自宅で安静にしておくこと。
- ・GWなどの混雑時を避け、早めに宮崎に移動し、対面授業の受講に備える。

2. 授業の実施方法について

- ・各授業科目の実施形態については、時間割やシラバス等で確認する。
- ・4月に行われる授業は、1年生が受講する一部の科目（情報処理演習、英語I）を除き、すべて遠隔授業で行う。
※履修人数と教室の確定後、5月から対面授業を開始する。
- ・教室は、受講上限人数を収容人員の2分の1程度とし、着席できる座席を指定する。
※着席した座席番号を出席票に記入するとともに、必要に応じて、各自記録する。
- ・新型コロナウイルス感染症への感染による重症化リスク因子や注意を要する疾患・状態等がある場合は、申請により、対面授業の科目においても遠隔授業を受講できるものとする。
※詳しくは「基礎疾患等により遠隔授業を希望する学生の許可申請について」を参照してください。

3. キャンパス内での行動について

- ・キャンパス内では必ずマスクを着用する。
※マスクは鼻まで覆い、正しく着用すること。
- ・食事や歯磨きの際等、マスクを外しているときは会話をしない。
- ・教室等に入出入りする際には、必ず手指消毒を行う。
- ・手洗いをこまめに行う。
- ・教室や学生食堂、図書館等、着席できる座席が指定されている場合は、指定された座席に座り、椅子等を移動させないこと。

4. 欠席について

感染拡大の防止の観点から、以下の事由については、「特別欠席」として取り扱います。発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは、登校せず自宅で休養してください。

いずれの場合も所定の「特別欠席願い」を提出する必要がありますが、まずは、学務課教務係に電話連絡してください。

区分	欠席事由	特別欠席を認める期間	証明書類
1	学生本人が感染した場合	医師により治癒したと診断されるまでの期間	必要 (診断書等)
2	感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間	必要 (保健所通知)
3	発熱や咳等の症状がみられる場合 【※1】	発症した日から学生自身が完全回復したと判断した日まで 【※2】	不要 【※3】
4	留学等、海外渡航からの帰国者	帰国日から14日間(帰国・入国した次の日から14日間、検疫所長がしている場所で待機する)	必要 (パスポートのコピー等)

※1 「発熱や咳等の症状がみられる場合」には、のどの痛み等を含む風邪の症状がある場合になります(37.5度に達しない場合でも、平熱より明らかに高い熱が続くときは、風邪の症状があるものとして扱います)。

ただし、医療機関を受診し風邪等の診断が出された場合、受診後の授業については、「特別欠席」の対象としません。

※2 症状が4日以上続く場合は、最寄りの保健所(新型コロナウイルス感染症受診・相談センター)に相談、または医療機関を受診すること。

※3 症状が4日以上続く場合は、最寄りの保健所(新型コロナウイルス感染症受診・相談センター)への相談時の内容の報告や、通院時の領収書等が必要になります。

【補足事項】

- ・各科目の評価基準はシラバスに記載しているとおりとし、「特別欠席」が多い者に対して評価基準を高くしたり低くしたりすることはありませんが、欠席した分の学習内容が最終試験等に出題され、回答できなかつたとしても救済されることはありません。
※やむを得ず欠席した場合は、当該科目の担当教員に補助的な課題や資料等の提供を依頼するなど、各自工夫してください。
- ・欠席した学生に対しては、個別に課題等が課される場合があります。
- ・通常の欠席とあわせて、8回以上欠席した場合は、定期試験の受験資格を失います（「N評価」として取り扱います）。
※7回の欠席には、「宮崎公立大学学生の授業出席に関する内規」第4項に規定される要件すべてを含めるものとします(学生要覧を参照)。
- ・7回欠席した後に、親族の不幸や電車の遅延等により授業を欠席したりしたとしても、特別欠席としては認められませんので注意してください。
※7回欠席したあとに、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合または濃厚接触者となった場合においては、7回を超える欠席についても「特別欠席」として認めます（追加で欠席となった授業回数分の課題等が課されますので、担当教員の指示に従ってください）。

【問い合わせ先】学務課教務係（TEL：0985-20-2213）